

金利優遇定期 300

(平成30年4月1日現在)

1. 商品名	○金利優遇定期300																
2. 販売対象	○取扱期間中に当金庫で下記の公的年金・手当をお受け取りいただいている方。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="text-align: center;">対象となる年金(手当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(旧)国民年金</td> <td>・障害年金 ・母子年金 ・準母子年金 ・遺児年金</td> </tr> <tr> <td>(旧)厚生年金 (船員保険含む)</td> <td>・障害年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・鰥夫年金 ・遺児年金 ・通算遺族年金 ・特例遺族年金</td> </tr> <tr> <td>国民厚生年金</td> <td>・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金 ・特例遺族年金</td> </tr> <tr> <td>各種共済年金</td> <td>・障害年金 ・遺族年金 ・通算遺族年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金</td> </tr> <tr> <td>労 災 年 金</td> <td>・障害年金 ・遺族年金 ・傷病年金 ・障害補償年金 ・遺族補償年金 ・傷病補償年金</td> </tr> <tr> <td>恩 給</td> <td>・増加恩給 ・増加退隠料 ・普通扶助料 ・公務扶助料 ・増加非公死扶助料 ・普通遺族扶助料 ・公務遺族扶助料 ・非公死遺族扶助料 ・差額扶助料 ・通算遺族扶助料 ・傷病者遺族特別年金</td> </tr> <tr> <td>各 種 手 当</td> <td>・児童扶養手当・福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 ・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当 (医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当) ・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当 (特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当)</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる年金(手当)	(旧)国民年金	・障害年金 ・母子年金 ・準母子年金 ・遺児年金	(旧)厚生年金 (船員保険含む)	・障害年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・鰥夫年金 ・遺児年金 ・通算遺族年金 ・特例遺族年金	国民厚生年金	・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金 ・特例遺族年金	各種共済年金	・障害年金 ・遺族年金 ・通算遺族年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金	労 災 年 金	・障害年金 ・遺族年金 ・傷病年金 ・障害補償年金 ・遺族補償年金 ・傷病補償年金	恩 給	・増加恩給 ・増加退隠料 ・普通扶助料 ・公務扶助料 ・増加非公死扶助料 ・普通遺族扶助料 ・公務遺族扶助料 ・非公死遺族扶助料 ・差額扶助料 ・通算遺族扶助料 ・傷病者遺族特別年金	各 種 手 当	・児童扶養手当・福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 ・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当 (医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当) ・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当 (特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当)
	対象となる年金(手当)																
(旧)国民年金	・障害年金 ・母子年金 ・準母子年金 ・遺児年金																
(旧)厚生年金 (船員保険含む)	・障害年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・鰥夫年金 ・遺児年金 ・通算遺族年金 ・特例遺族年金																
国民厚生年金	・障害基礎年金 ・遺族基礎年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金 ・特例遺族年金																
各種共済年金	・障害年金 ・遺族年金 ・通算遺族年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金																
労 災 年 金	・障害年金 ・遺族年金 ・傷病年金 ・障害補償年金 ・遺族補償年金 ・傷病補償年金																
恩 給	・増加恩給 ・増加退隠料 ・普通扶助料 ・公務扶助料 ・増加非公死扶助料 ・普通遺族扶助料 ・公務遺族扶助料 ・非公死遺族扶助料 ・差額扶助料 ・通算遺族扶助料 ・傷病者遺族特別年金																
各 種 手 当	・児童扶養手当・福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 ・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当 (医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当) ・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当 (特別手当 ・健康管理手当 ・保健手当)																
3. 取扱期間	○平成30年4月1日～平成30年9月30日																
4. 期 間	○1ヵ月以上1年以内																
5. 預 入																	
(1) 預入方法	○取扱期間内で一括預入																
(2) 預入金額	○100円以上300万円以下(「大福定期」と合計で一人300万円以内)																
(3) 預入単位	○1円単位																
6. 払戻方法	○満期日以降に一括して払戻します。																
7. 利 息																	
(1) 適用金利	○固定金利 ○預入金額300万円未満の場合は、預入時のスーパー定期(300万円未満)の店頭表示利率+年0.03%を約定利率として満期日まで適用します。 ○預入金額300万円の場合は、預入時のスーパー定期(300万円以上)の店頭表示利率+年0.03%を約定利率として満期日まで適用します。																
(2) 利払方法	○満期日以降に一括して支払います。																
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。																
8. 税 金	○利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。																
9. 手数料	—																

10. 付加できる特約事項	<p>○マル優の取扱いができます。(平成14年度税制改正によりマル優制度が改組されております。マル優について、詳しくは得意先係または窓口へお問い合わせください。)</p> <p>○預入形式は証書形式とします。 (「総合口座」「自動継続」の取扱いはできません。)</p>
11. 中途解約時の取扱い	<p>○満期日前に解約される場合は、優遇金利は適用されません。お預け入れ期間に応じた以下の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともにお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満……………約定利率×50%
12. 金利情報の入手方法	<p>○金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店またはリスク統括部お客様相談室(9時～17時、フリーダイヤル0120-323-023)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
14. その他参考となる事項	<p>○お申し込みは上記の年金・手当をお受け取りの1店舗に限らせていただきます。</p> <p>○満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>